

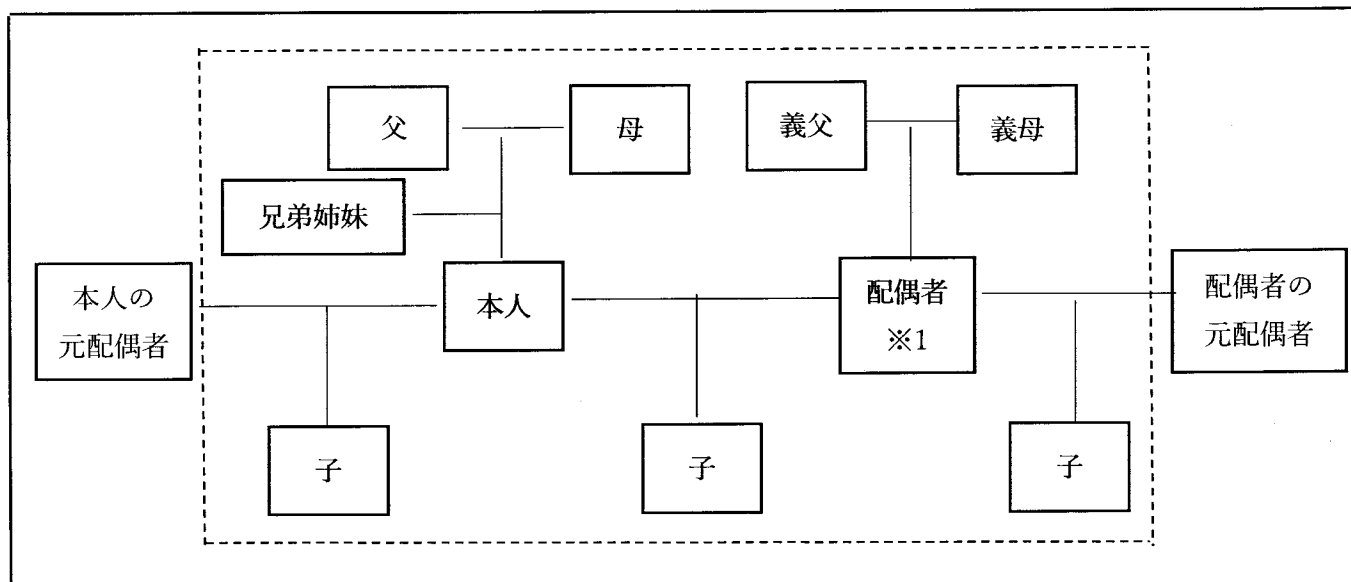
## 外国の重要な公的地位を有する方（外国PEPs）またはその家族の申告

私は、「外国の重要な公的地位を有する者（過去にその地位にあった場合も含みます）またはその家族」に該当しません。

外国の重要な公的地位を有する方またはその家族とは、「外国の元首および外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な公的地位を有する者として以下の職にある者ならびにこれらの職にあった者」を指します。

わが国で言えば、内閣総理大臣その他の国務大臣、副大臣、衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長、最高裁判所裁判官、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、統合幕僚長・副長、陸上幕僚長・副長、海上幕僚長・副長、航空幕僚長・副長、中央銀行の役員、予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員を指します。

### ◎家族の範囲（破線内が対象範囲）



※1 事実上婚姻関係と同様の事情にある方（内縁関係にある方等）を含む。

※ 祖父母・孫は家族の範囲に含まれない。